

県立ふれあいの村における新型コロナウイルス感染症拡大予防 対策ガイドライン

本ガイドラインは、ふれあいの村で保健管理に努めるとともに、適切な運営等により感染症リスクを軽減し、利用者が安全・安心に過ごすことができることを目的として、基本的な対策を記載したものである。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、必要な見直しを行う。

1 感染防止策について

施設管理者は、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め定める。各事項については、チェックリスト化し、受付や施設の入口など、適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止に取り組むことが必要となる。

(1) 準備

- 受付窓口や施設の入口には、手指の消毒剤を設置するとともに、施設利用時に利用者が遵守すべき事項を掲示する。
- 遵守事項は、利用者の見やすい場所に掲示する。
- 利用者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- 人と人とが対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 手洗い場所には石鹸を用意し「手洗いは30秒以上」等を掲示する。
- ソーシャルディスタンスに基づいた宿泊定員の見直し（制限）、食堂や風呂の同時使用人数の制限等について定めておく。
- 野外活動での炊事等の実施要件を定めておく。
- 施設消毒用剤を準備する。
- 予備用マスクを準備する。

(2) 予約受付時の対応

電話等での予約受付の際には、感染拡大の防止のために利用者に遵守すべき事項を明確にして協力を求める。

また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあることを周知する。

- 以下に該当するときは、施設利用ができない場合があることを周知する。
 - ・ 発熱・咳・咽喉痛など、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状があるとき
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の療養期間中であるとき
 - ・ 感染者又は感染が疑われる方と最終接触した日から5日が経過していないとき
- 施設管理者が利用者に求める感染防止対策事項
 - ・ 感染対策（マスク着用、手指の消毒、密を避ける等）を徹底すること
 - ・ 人と人との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障害者の誘導や介助を行う場合は除く）
 - ・ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
 - ・ 利用終了後から5日間（濃厚接触者の待機期間に準ずる）以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告すること
 - ・ 活動中に三密（密閉、密集、密接）にならないように配慮すること
- 施設管理者は、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員に関わらず利用人数の制限を行うことがあることを利用者に周知し、必要な調整を行うこと。

（3）利用当日の受付時の留意事項

施設利用者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- 受付窓口は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 以下の事項に該当する場合は、利用しないよう呼びかける。
 - ・ 発熱・咳・咽喉痛など、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の療養期間中である場合
 - ・ 感染者又は感染が疑われる方と最終接触した日から5日が経過していない場合ただし、陰性証明が提示されるなど、陰性が確認された場合はこの限りでない。
- 利用者と接触するスタッフは、原則マスクを着用し、人と人との距離（できるだけ2 m以上）を確保する。
- 会計には、電子マネー等非接触型決済の導入、もしくは支払い時、コイ

ントレイを使用する。

(4) 職員の安全確保

施設管理者は、感染防止のため以下の対策を徹底すること。

- 発熱・咳・咽喉痛など、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある場合は、テレワークや自主療養制度等を活用し、出勤を控えること。
- 同居家族感染が疑われる方がいる場合は出勤を控えること。
- 感染対策（マスク着用、手指の消毒、密を避ける等）を徹底すること。

(5) 利用者への依頼事項

施設管理者は、利用当日の受付時に、以下の事項について記載した書面の提出を求めること。このとき、施設管理者は個人情報の取扱いには十分注意すること。

ただし、団体・グループ利用の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめてもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうこととしてもよい。

- 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）。
- 利用当日の体温
- 以下の項目の有無
 - ・ 体調（発熱・咳・咽喉痛などの症状の有無）
 - ・ 感染が疑われる方との5日以内の接触の有無

なお、利用者の体温及び体調については、受付時に体温計で計測し、口頭及び目視により確認する方法としてもよい。

(6) 感染が発生した場合への備え

施設管理者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間を定めて保存しておくこと。

2 施設の衛生管理について

施設管理者は、国及び県の対処方針並びに業界ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」）等に従い、以下に掲げる事項を基本として感染防止対策を徹底すること。

なお、具体的な感染防止対策については、常に最新の情報を収集し、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- 手洗い後に手を拭くためのタオル等の持参を求めるか、ペーパータオル（使い捨て）を用意すること。
- トイレにおけるハンドドライヤー等の使用は禁止すること。

（2）屋内施設

- 換気
換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け、外気を取り入れる等の換気を行うこと、また、利用者にも定期的に換気を行うよう周知すること。
- 施設の入口
施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。
- ゴミの廃棄
施設管理者は、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
また、マスクや手袋を外した後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒をすること。
- 清掃・消毒
通常手が触れる箇所は、洗剤や漂白剤、アルコール等を用いて清掃すること。（体育館や活動室等の床を含む）
なお、手指用ではない製品を用いて清掃した箇所は、その後に水拭きを行うこと。
通常手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わない。

（3）屋外での活動

- 活動にあたっては、三密にならないような指導や配慮を行うこと。
- 近距離での会話や発声、高唱を伴う活動は控えること。
- 野外炊事では、実施前の手洗い、手指の消毒を行うとともに、炊事用具の洗浄をしてから行うこと。
- 貸出物品は活動後消毒作業をすること。

（4）食堂

- 従業員
 - ・ 発熱・咳・咽喉痛など、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある場合は、自主療養制度等を活用し、出勤を控えること
 - ・ 感染対策（マスク着用、手指の消毒、密を避ける等）を徹底すること
 - ・ 衛生管理を徹底すること
 - ・ 下膳と同時に料理提供をしないこと
 - ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底すること
- 利用時の対応
 - ・ 軽度であっても発熱・咳・咽喉痛など、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある人は入場を遠慮してもらう
 - ・ 入場時、手洗い又は手指消毒を徹底する
 - ・ 横並びの着席を推奨するとともに間隔をあけて着席すること
 - ・ 食事後はテーブル等の消毒を行うこと
 - ・ 密にならないよう必要に応じて入場人数の制限や、滞在時間を短くすること
 - ・ 換気を行うこと
 - ・ 料理はできるだけ小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分けること
 - ・ 利用者が取り分ける場合には、ひとりひとりに取り分け用トングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底すること

(5) 宿泊施設

- 消毒
 - ・ 部屋内の人が接触する場所の清拭消毒を行うこと。
（ドアノブ、テレビ、空調のリモコン、部屋の照明スイッチ、スタンド、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等）
 - ・ スリッパは使い捨て又は消毒を徹底すること
- 換気
 - ・ 利用者には、一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請すること
- 客室の清掃等
 - ・ 職員による客室の布団上げの際には、マスクを着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管すること
 - ・ 清掃時は、マスク・使い捨て手袋を着用すること
 - ・ 使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・

消毒すること

- ・ ゴミはビニール袋で密閉して処理すること

(6) 浴室

- 密にならないよう必要に応じて同時使用人数の制限を行うこと。
- タオル等の共用はしないこと。
- 消毒等
 - ・ 浴室内の設備・備品は清拭消毒を行うこと
 - ・ 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替えること
 - ・ 脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒すること
 - ・ 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行うこと
 - ・ 浴槽水等の消毒を徹底すること

3 感染疑いの利用者が出た場合の対応

発熱・咳・咽喉痛など、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状がある利用者がある場合には、他の利用者と区分できる部屋等での待機をお願いし、次のとおり対応すること。

- 他の利用者との接触を避け、対応するスタッフも限定する。
- 他の利用者との接触を避けるため、退村をお願いする。病院等への搬送が必要な場合はできる限り協力する。